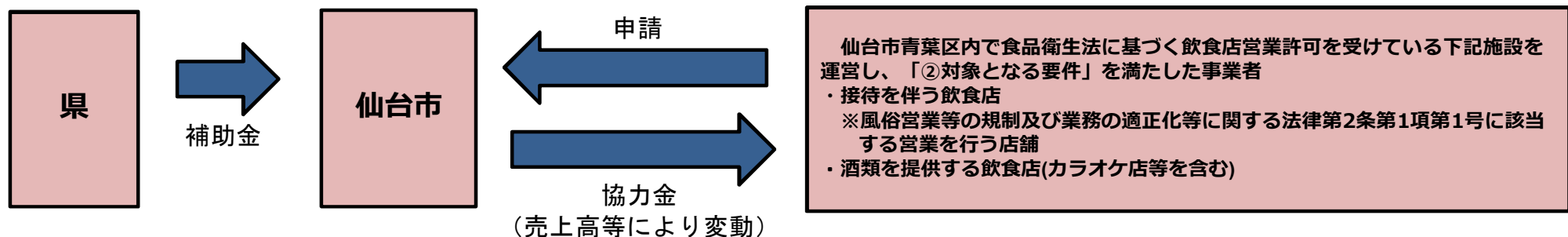


# 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（案）

資料 4

仙台市青葉区を対象として、下記の対象となる施設を運営する事業者に対し、令和3年6月1日午後9時から令和3年6月14日午前5時までの間、午前5時から午後9時までの営業時間短縮の要請に全面的に御協力いただいた場合に、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を支給いたします。

## 【①実施スキーム】



## 【②対象となる要件】

- ◎ 令和3年5月31日以前から開業しており、令和3年6月1日午後9時から令和3年6月14日午前5時までの期間中に午前5時から午後9時までの時間短縮営業に全面的に御協力いただくこと。
  - ◎ 「新型コロナ対策実施中ポスター」の取得及び掲示等
- ※酒類の提供は、午前11時から午後8時までに限る。※従前より、午前5時から午後9時までの時間の範囲内で営業している店舗は要請対象外。  
 ※感染状況によっては、6月13日以前に営業時間短縮要請が解除される場合があります。

## 【③1日当たり単価の変更】

要請期間	1日当たり単価
4/5～5/6	4～10万円/日
5/6～5/12	3～10万円/日
5/12～6/1	3～10万円/日 (※仙台市による上乗せ含む)
6/1～6/14	2.5～7.5万円/日

## 【④支給額の単価】

		前年度又は前々年度の1日当たりの売上高		
		～83,333円	83,334～250,000円	250,001円～
中小企業者	A売上高による方法	2.5万円/日	2.5～7.5万円/日 (1日の売上高の3割)	7.5万円/日
	B売上高減少額による方法	売上高減少額×0.4/日 ※前年度又は前々年度の売上高の3割又は20万円の低い方が上限		
大企業(売上高減少額による方法)		売上高減少額×0.4/日 ※前年度又は前々年度の売上高の3割又は20万円の低い方が上限		

※中小企業はA又はBのいずれかの算定方法を選択可 ※協力金の支給額は、1施設あたり1日単価×13日間となります。  
 ※感染状況が落ち着くなどして要請期間が短縮された場合には、短縮された日数に応じて支給額も変更となります。